



## ■ 錦江町立小・中学校の土曜授業について

### ● 実施目的

- ★ 社会の変化等に伴う教育課題や教育内容の増加、子供たちが土曜日を有意義に過ごせていない状況等を踏まえ、子供たちの生きる力をよりよく育むために、豊かな教育環境を提供します。
- ★ 学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、家庭や地域との連携を図るとともに、開かれた学校づくりを一層推進します。

### ● 実施方針

- ★ 土曜授業の実施は、**原則、月1回（原則として第2土曜日）**とし、**午前中3時間の授業**を実施します。  
[給食（牛乳を含む）はありません。]
- ★ 土曜授業は「授業日」となります。家庭の都合や習い事、所属している団体の行事に参加する場合は欠席となります。
- ★ 土曜授業の実施内容は、授業や学校行事など、各学校が創意工夫して編成します。

### ● 実施内容例

- ★ 確かな学力の定着を図る学習（通常の授業、補充的な学習や発展的な学習）
- ★ 豊かな体験活動（運動会や文化祭に向けた取組や準備、避難訓練、交通安全教室等の学校行事、総合的な学習の時間、学校間の交流学习等）
- ★ 豊かな心や人間関係を育てる活動（講演会や学習発表会、合唱コンクール等）
- ★ 健やかな体や体力・運動能力を育てる活動（スポーツを通じた学校間や地域との交流等）

### ● 土曜授業のメリット

- ★ 年間の授業時数が増えることから、教育内容や方法の拡充ができるとともに、学力向上も期待できます。
- ★ 平常日（月～金）に実施していた学校行事や総合的な学習の時間を土曜日に行うことで、平常日の授業がさらに充実します。
- ★ 午前中から活動することで、子供たちが土曜日を有意義に過ごすことができます。



### ● 平成 27 年度の土曜授業予定期間

- ★ **平成 27 年 10 月から平成 28 年 2 月までの期間**

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務

#### ● 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

#### ● 第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは金担当窓口で行います。

#### ● 第1号被保険者

自営業、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きは住所地の市区町村の国民年金担当窓口で行います。

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

年金日より	
<b>国民年金の加入方法</b>	
住民税務課	電話 0994-22-3039
住民生活課	電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所	電話 0994-42-5121



先を經由して行います。  
● **国民年金保険料は口座振替がおすすめです**  
国民年金保険料の納付には、口座振替をご利用になれます。口座振替をご利用いただく、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください